

就労ボランティア体験事業（生活困窮者）実施要領

平成28年1月15日保健福祉局長決裁

1 目的

本事業は、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施することを目的とする。

なお、本事業は生活困窮者自立支援法に基づく「就労準備支援事業」に位置付けて実施する。

2 事業の委託

本事業は委託により実施する。事業受託者は、委託契約内容に基づき実施する。

3 対象者

本事業の対象者については、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

(1) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 生活困窮者就労準備支援事業の利用を申請した日（以下この号において「申請日」という。）の属する月における生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の市町村民税均等割が課されていない者の収入の額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び生活保護の本市住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

(2) 前号に該当する者に準ずる者として次のいずれかに該当する者であること。

ア 前号ア又はイに規定する額のうち把握することが困難なものがあること。

イ 前号に該当しない者であつて、前号ア又はイに該当するものとなるおそれがあること。

ウ 札幌市が当該事業による支援が必要と認める者であること。

4 事業内容

(1) 支援内容

本事業は、就労準備支援シートに基づき、日常生活自立に関する支援、社会生活自立に関する支援、就労自立に関する支援を利用者の状況に応じて行う。

なお、支援に当たっては、札幌市生活就労支援センター及び札幌市ホームレス相談支援センター（以下「自立相談支援機関」という。）によるアセスメントやそれに基づく支援方針を十分に踏まえ、支援の実施状況等、適宜、自立相談支援

機関と情報共有し、連携して支援を行うこと。

ア 支援担当者による就労準備支援シートの作成・見直し

イ 事業の目的を達成するための支援メニューの実施（就労体験及びボランティア体験の実施は必須とする）

(2) 支援の実施期間

参加者の個々の状況により、概ね3か月から6か月程度の期間とする。

ただし、参加者、事業受託者、自立相談支援機関が協議の上、1年を超えない範囲で参加期間を延長することは妨げない。

(3) 配置職員

キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や就労支援業務に従事している者（従事していた者も含む。）など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であること。

5 事業の利用手続

(1) 自立相談支援機関は、アセスメントの結果、本事業への参加が適切だと判断される生活困窮者へ事業内容を説明したうえで、本人との協働によりプラン（案）を策定する。この際、事業受託者は本事業の内容について、必要な情報を提供する。

(2) 自立相談支援機関は、(1)により策定したプラン（案）を支援調整会議にて協議する。

(3) 支援調整会議にてプラン（案）が了承された後、自立相談支援機関は、「札幌市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱（以下「自立相談支援事業実施要綱」という。）」にて定める「プラン兼事業等利用申込書」、「資産・収入申告書（様式1）」及び事業の利用要件の確認に必要な書類の提出を本人へ依頼する。

なお、事業の利用要件の確認に必要な書類とは、本人（世帯）確認書類、収入関係書類及び金融資産関係書類のことを指すものとする。

(4) 本人から(3)に定める書類の提出があった場合、自立相談支援機関は速やかに当該書類を札幌市へ回付する。

(5) 札幌市は(4)にて回付された書類に基づき、本事業の利用要件を満たしているかどうか速やかに審査を行い、事業の利用が可能と判断された場合には、その結果を自立相談支援事業実施要綱にて定める「支援提供通知書」により自立相談支援機関を経由して本人へ通知する。

(6) 事業受託者は、(5)により支援決定を受けた本人に対し、下記6により具体的な支援の提供を行う。

6 支援の実施について

(1) 支援に当たっては、個人ごとに、就労準備支援シート（以下「個別シート」という。）を作成すること。個別シートの様式は、計画書（様式2）及び評価書（様式3）のとおり。

(2) 計画書（様式2）については、本人の状況や課題を、日常生活自立・社会生活自立・就労自立の各面で把握・分析し、それぞれについて目標設定をした上で、具体的な支援内容を検討すること。自立に向けては、本人が主体的に取り組

むことが不可欠であることから、これらの内容については、本人と相談の上作成し、自立相談支援機関と共有すること。

- (3) 評価書（様式3）については、個別の支援内容について、支援実施後の自己評価（本人）、評価（支援担当者）を原則1か月ごとに行い、その結果を記録し、それらを踏まえ、必要に応じて、計画書（様式2）の見直しを行うこと。

7 報告等

- (1) 事業受託者は、参加者の参加状況について毎月個人ごとに「評価書（様式3）」を作成し、翌月10日までに自立相談支援機関へ報告することとする。
- (2) 毎月「就労ボランティア体験事業（生活困窮者）実績報告書（様式4）」を作成し、翌月10日までに保護自立支援課及び自立相談支援機関へ報告することとする。
- (3) 事業受託者は、参加者の参加状況等について、自立相談支援機関からの照会に回答しなければならない。

8 個人情報の取扱い

事業受託者及びその従事者は、参加者のプライバシーに十分配慮することとし、本事業の実施に当たって知り得た個人情報を漏らしてはならない。事業終了後も同様とする。

9 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保護自立支援担当部長が別に定める。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成30年10月1日一部改正）

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附則（令和3年7月19日一部改正）

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

資産収入申告書

ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性		
氏名		生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 () 歳		
住所					
申立事項	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること				
	ふりがな				合計
	氏名				
	続柄				
	性別				
	生年月日				
	収入金額 (月額)	円	円	円	円
	預貯金等 の金額	円	円	円	円
※申請(申込)日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額を、月により変動があるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。					
<p>就労準備支援事業(就労ボランティア体験事業)の利用申請(申込)を行うにあたり、私及び私と同一世帯に属する者の収入及び資産の申立をします。</p> <p>上記申立事項に相違なく、私の個人情報が就労準備支援事業(就労ボランティア体験事業)の利用に必要な範囲で札幌市、札幌市生活就労支援センター及び札幌市ホームレス相談支援センターで相互利用されることについて了承します。</p> <p>札幌市長 様</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名</p>					

作成日	
事業所	
担当者	

氏名 (ふりがな)	
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 (歳)
職歴	
就労に対する本人の意向	

本人が希望する就労内容 ※本人から聞き取り

最終的な目標設定及び支援方針 ※本人と担当者とで調整の上

支援開始時の本人の状況と課題	
①日常生活自立：	
②社会生活自立：	
③就労自立：	

	長期目標	短期目標	期間	支援内容	備考
①日常生活自立					
②社会生活自立					
③就労自立					

本人同意欄	
-------	--

※計画内容については、月次の評価により、適宜見直しを行う。

【留意事項】

- ①所定の作業日、作業時間に、作業に従事するか否かは、対象者の自由であること。また、所定の作業量について、所定の量を行うか否かについても、対象者の自由であること。
- ②作業時間の延長や、作業日以外の日における作業指示は行われなないこと。
- ③所定の作業時間内における受注量の増加等に応じた、能率を上げるための作業の強制が行われなないこと。
- ④欠席・遅刻・早退に対する手当の減額制裁がないこと（実作業時間に応じた手当を支給する場合においては、作業しなかった時間分以上の減額をすることがないこと）。
- ⑤作業量の割当、作業時間の指定、作業の遂行に関する指揮命令違反に対する手当等の減額等の制裁がないこと。

就労ボランティア体験事業(生活困窮者) 実績報告書
(令和 年 月)

区	前月継続 (A)	新規参加 者(B)	利用メニュー			(C) 参加人数 (A+B)	終了(D)			翌月継続 (C-D)	延べ参加日数
			就労体験	ボランティア	その他		就労	他事業等へ移行 (※)	中止		
中央区											
北区											
東区											
白石区											
厚別区											
豊平区											
清田区											
南区											
西区											
手稲区											
合計											

※ 他事業等へ移行の例
・障害者総合支援法に基づく事業、求職者支援制度に基づく訓練、就労訓練事業、その他国や札幌市が実施する各種雇用施策等